

挑戦的な評価指標：以下のいずれかに該当するような指標を挑戦的な評価指標として指定している。

- ①新規性があるとともに、先駆的な取組である指標
- ②社会経済環境の変化に伴う影響など達成水準への到達が容易でない指標
- ③過去の実績と比べ、特に高い達成水準とする指標 等

なお、見込み評価及び期間評価の実施にあたっては、法人の質的向上を促す観点から、挑戦的な評価 指標を自ら定めたものについては、目標値の妥当性を検証しながら、当該評価指標の達成水準を満たした場合には高く評価するとともに、達成水準を満たしていない場合でも、取組のプロセスや内容を確認した上で適切に評価を行うこととしている。

<都立大編>

第四期中期計画・評価指標			挑戦的な 評価指標
I 東京都立大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置			
1 社会との価値共創に関する目標を達成するための措置			
大項目1	1-1-1	(1) 都や自治体等との連携・協働により、都市の課題解決に資する研究や人材育成面での協力等を一層推進するとともに、大学の教育・研究の成果を積極的に発信・還元して社会の課題解決や持続的発展に貢献し、地域社会に信頼される「知のコア」としての役割を遂行する。	
	1-1-1	① TMUサステナブル研究推進機構における、持続可能な社会の実現に向けた研究など、都の課題解決に向けた調査・研究を6年間で延べ100件以上実施する。	☆
	1-1-1	② 都市の課題を解決するための政策形成に必要となる教育などを通じて、東京を支える人材の育成に寄与する。	
大項目2	1-1-2	(2) 大学の持つ教育・研究リソースを活用した産学公連携イノベーション拠点を形成し、大都市特有の問題解決に資するイノベーションの創出、スタートアップ企業等の支援、ブレイクスルーをもたらす人材の育成等により、産業振興など社会経済の成長と成熟に貢献する。	
	1-1-2	① 日野キャンパスに設置する「TMU Innovation Hub」を産学公連携イノベーション拠点とし、企業及び起業を目指す個人又は団体等に対する支援を年間10件以上行うとともに、社会課題の解決に資する産学公連携研究を6年間で10件以上実施する。	☆
	1-1-2	② ローカル5G環境を活用し、年間5件の新たな製品・サービスの社会実装を促進する。	
	1-1-2	③ 大学発ベンチャーを6年間で24社創出する。	
	1-1-2	④ 令和6（2024）年度にアントレプレナーシップ教育を授業として取り入れ、失敗を恐れず課題にチャレンジしていく起業家的な精神と資質・能力を携えた人材を育成する。	
	1-1-2	⑤ 日野キャンパスに設置する研究機器共用センターを安定的に移動させるとともに、更なる先端研究環境の整備を図るため、30台以上の共用機器の導入を実現する。	
	1-1-3	(3) 研究・教育資源を活用することにより、東京都立大学オープンユニバーシティ、東京都立大学プレミアム・カレッジ等それぞれの特徴を生かした多様な生涯学習の機会を提供するとともに、様々な主体と協働しながら、スポーツや福祉分野などでの協力を通じて、都をはじめとする地域社会に貢献する。	
	1-1-3	① 地域と協働した活動や、まちづくり、防災、福祉、スポーツ面での協力により、地域等の課題解決に貢献する。	
	1-1-3	② 東京都立大学オープンユニバーシティでは、多様な学びのニーズを捉えながら魅力ある講座を実施し、受講生の講座受講満足度を75%以上とする。	
	1-1-3	③ 東京都立大学プレミアム・カレッジでは、募集人員を超える出願者数を安定的に確保する。	
	1-1-3	④ 東京都立大学プレミアム・カレッジにおいて、受講生や出願状況を踏まえた効果検証を確実に行い、ニーズに応えた多様な学びを構築する。	
	1-1-4	(4) ホームカミングデーなどにより卒業生・修了生とのネットワークを拡充し、広報活動を通じた愛校心を醸成するとともに、卒業生・修了生と連携したキャリア支援や寄附金の活用を通じた学生支援を強化する。	
	1-1-4	① 寄附件数を6年間で150件以上とし、寄附金を活用しながら学生のニーズに応えた支援を行う。	
2 教育に関する目標を達成するための措置			
大項目3	1-2-1	(1) 高度情報化社会の進展や国際金融都市としての東京における人材需要、保健医療分野の高度化等を踏まえ、関連分野の教育プログラムや教育体制を充実させ、基盤となる知識や実践的な知識・技術を有し、社会の発展に貢献する人材を育成する。	
	1-2-1	① 情報教育体制を充実させ、実践的な情報人材を輩出する。数理・データサイエンス副専攻コースについては、令和7（2025）年度以降の修了者を毎年40名以上輩出する。	
	1-2-1	② 国際金融人材の育成に向けたプログラムを令和7（2025）年度から導入し、毎年の新規履修者を10名以上とする。	
	1-2-1	③ 令和7（2025）年度までに科目群の検討と試行を行い、令和8（2026）年度に医療×AI教育プログラムと災害×多職種教育プログラムを開講し、医療人材のリーダーを育成する。これらのプログラムの科目群において、延べ80名以上が単位を取得する。	
	1-2-2	(2) 総合大学としての特長を生かし、分野横断や文理融合による教育プログラムの充実、英語教育プログラムの高度化等社会的ニーズを捉えた教育課程の見直しに取り組むとともに、学生の主体的な学びを促進する支援を行うことにより、社会の変化に柔軟に対応できる人材を育成する。	
	1-2-2	① 文理融合型の全学共通教育プログラム「文理教養プログラム」を令和5（2023）年度から導入し、令和6（2024）年度以降の修了者を毎年50名以上輩出する。	
	1-2-2	② TAの組織的な活用等により、学生の主体的な学びを支援する。	
	1-2-2	③ 英語力の更なる伸長を目指すための授業科目を令和5（2023）年度から導入し、履修者数や履修者が修得した英語力を踏まえ、本科目の検証・改善を行う。	

第四期中期計画・評価指標			挑戦的な 評価指標
大項目3	1-2-3	(3) 教学IR等を活用して、アセスメント・ポリシーに基づく学修成果の把握・検証を行う体制を構築し、PDCAサイクルを機能させ、継続した教育改善を行う。	
	1-2-3 ①	アセスメント・ポリシーに基づく学修成果の把握・可視化に係る取組を実施し、結果を踏まえた教育改善を毎年度行うことで、教育の質を向上させる。	
	1-2-6	(6) 多様な学習ニーズに対応するため、大学院等における社会人学生の受入れを推進し、幅広い世代へのリカレント教育を実施することで、変化の激しい社会においても活躍することができる人材を育成する。	
	1-2-6 ①	大学院博士後期課程への社会人入学者比率を平均30%以上とする。	
	1-2-6 ②	Society5.0に対応した人材育成のための社会人向けリカレント教育プログラムを令和5（2023）年度に開設する。	
大項目4	1-2-4	(4) 新たな奨学金制度の運用や、英語のみで学位取得可能なプログラムの充実等により、国際通用性の高い教育と環境を提供するとともに、大学の研究力の向上に資する優秀な大学院留学生等を受け入れ、国際的素養を身につけた人材を育成する。	
	1-2-4 ①	6年間に、大学院博士前期課程の7専攻以上において、英語のみで学位取得可能なプログラムを充実させる。	
	1-2-4 ②	秋入学の一部導入などの取組により、地域の多様化を図りながら優秀な人材を受け入れ、令和10（2028）年度までに在籍留学生数を940名以上とする。	☆
	1-2-4 ③	交換留学生のニーズに合わせ、英語科目を増設する等、SATOMUのカリキュラムを整備し、国際通用性の高い環境を提供する。	
	1-2-5	(5) 社会情勢を踏まえながら、グローバル人材育成に資する教育プログラムの推進や、海外大学との交流の深化等により、国際社会で活躍できる人材育成に向けた多様な教育機会を提供する。	
	1-2-5 ①	国際副専攻コースの履修対象者をグローバル人材育成入試の入学者に限定せず、対象範囲を拡大する。	
	1-2-5 ②	海外派遣学生数を増加させ、令和10（2028）年度には2,100名以上の学生を海外に派遣し、国際舞台で活躍できる人材を育成する。	☆
大項目5	1-2-7	(7) 多様な背景をもつすべての学生が安心かつ充実した学生生活を送ることができるよう、心身の健康支援やキャリア支援、課外活動支援、ダイバーシティ＆インクルージョンの取組等を充実させるとともに、経済的に困窮する学生への経済的な支援を推進する。	
	1-2-7 ①	ユニバーサルデザインマニュアルの作成及びその内容を普及するとともに、セクシュアル・マイノリティ教職員研修を毎年度実施し、受講者数を6年間で150名以上とすることにより、多様な学生にとって安心できる学生生活の提供につなげる。	
	1-2-7 ②	学生に対する健康支援や経済的支援等を通じて、学生の安全・安心な学生生活につなげる。健康診断については、全ての学生が受け入れられるよう適切な受診機会を提供する。キャリア支援については、各種講座・イベント等を充実させ、学生の満足度を向上させる。	
	1-2-8	(8) 多様な授業形態の実践や主体的な学修の支援のため、キャンパスにおけるICT機器・アプリケーション等、学修環境の整備を推進する。	
	1-2-8 ①	全キャンパスにおいて学生1人当たりの通信速度（定格値）をオンライン授業などに推奨される1Mbps以上とすることにより、快適で利便性の高い学修環境を整備する。	
大項目6	1-2-9	(9) 多様な広報ツールを活用し、大学の特長・魅力を、国内外を問わず多くの人に深く印象付ける広報展開を推進するとともに、入学者選抜の不断の見直しや、高大連携活動の推進等を通じて、多様な学生を確保する。	
	1-2-9 ①	毎年度設定する重点企画に基づき、大学の教育や研究、教職員や学生、施設など幅広く深く掘り下げた記事コンテンツ等を発信し、魅力的なイメージの定着・向上につなげる。	
	1-2-9 ②	新学習指導要領に対応した入試制度を検討し、令和7（2025）年度入試に対応するなど不断の見直しを通じて志の高い多様な学生を確保する。	
	1-2-9 ③	高校等との関係強化のため、高大連携活動として、高校生参加型イベントの開催や都立大教員による高校訪問活動等を実施する。	

第四期中期計画・評価指標			挑戦的な 評価指標
大 項 目 7	3 研究に関する目標を達成するための措置		
	1-3-1	(1) トップ研究者の招へいや若手研究者の育成を通じて、幅広い学術領域における学理の追究により世界水準の基礎研究力を強化・深化させる。また、都や自治体等との連携による共同研究等を実施し、社会課題の解決に資する応用研究を実施する。	
	1-3-1	① 傾斜的研究費の学長裁量枠社会連携支援により、都との共同研究及び自治体等との密接な連携・共同に基づく研究を6年間で20件以上実施する。	
	1-3-1	② 世界水準の基礎研究力の強化・進化を図るため、世界をリードする研究を重点的に推進し、被引用率トップ10%論文割合10%以上を維持する。	☆
	1-3-1	③ これまで実績のないテニュアトラック制度について、年1件以上の利用実績を目指すとともに、より利用しやすい制度へと改善させる。	
	1-3-2	(2) 研究センター・リサーチコアの強化等により、都の社会課題に向き合った研究や海外大学・研究機関との国際共同研究を一層推進し、世界的な研究拠点を形成する。	
	1-3-2	① 世界的に活躍するトップ研究者をコアとした研究体制を6年間で2件以上形成するとともに、研究センター・リサーチコアが常に最先端の研究を推進する組織となるよう、テーマやメンバーを一新するなど、不断の見直しを行う。	
	1-3-2	② 海外の大学や研究機関等との連携・協力を一層強化し、国際共同研究を平成29（2017）～令和4（2022）年度の平均採択・契約件数比110%以上に増加させる。	
	1-3-3	(3) 広報ツールを不断に見直しながら、研究成果を国内外に広く発信することにより、研究大学としてのビジビリティを向上させるとともに、更なる研究の活性化を促進する。	
	1-3-3	① 東京都立大学総合研究推進機構のホームページ（TMU Research Portal）等を活用し、研究情報の一元化及び体系的な成果発信を年5件以上行う。	
	1-3-3	② 「EurekAlert!」のニュースリリースを年間24本以上掲載する。	
	1-3-3	③ ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）など時代のニーズに合わせた情報発信体制の積極的な整備及び運用を開始し、アクセス数を前年度より増加させる。	
	1-3-4	(4) URAの充実・活用により組織的な研究支援体制を強化し、外部資金の獲得拡大や研究活動の一層の活性化を支援するとともに、博士後期課程学生への経済・就職支援を充実する。	
	1-3-4	① 科研費の獲得金額を、平成29（2017）～令和4（2022）年度の平均獲得額比110%以上に増加させる。	
	1-3-4	② 外部資金の獲得金額を、平成29（2017）～令和4（2022）年度の平均獲得額比110%以上に増加させる。	
	1-3-4	③ 「博士人材支援室（仮称）」による多様なキャリア開発・育成支援や、50%以上のストレートドクター（修士課程から進学する博士後期課程学生）に対する奨学金相当額の支援などを通じて、研究活動の活性化につなげる。	
	1-3-5	(5) あらゆる教員が安心して高度な研究へ取り組むことができるよう、学内の研究情報基盤の更新や構成員のニーズに即した支援を行うとともに、優秀な若手研究者を獲得するための研究支援制度の運用などを通じて、魅力ある研究環境を整備する。	
	1-3-5	① 全ての都立大の構成員が安心して研究できるよう、ライフ・ワーク・バランス実現に向けた支援等の機会を提供する。	
	1-3-5	② 学外研究機関などとの双方向の共同研究を可能にし、高度な研究に資する高速かつセキュアで利便性の高いネットワークを構築する。	
	1-3-5	③ 電子リソースの整備促進を図るため、電子ジャーナルを安定的に供給できる体制の構築と電子ブックの蔵書数を増加させる。	
	1-3-5	④ 研究データの適切な管理及び利活用を促進するため、研究データマネジメントの実施に向けた体制整備を行う。	

第四期中期計画・評価指標			挑戦的な 評価指標
Ⅱ 東京都立産業技術大学院大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置			
1 社会との価値共創に関する目標を達成するための措置			
大項目8	2-1-1	(1) 都及び都内各自治体の地域課題に対する専門的視点からの支援や、自治体との連携による公開講座の開催、自治体職員の人材育成に対する支援などを通じて、自治体との連携を強化することでシンクタンクとしての機能を発揮する。また外部機関と連携した中小企業への技術サポートや、持続可能な社会の実現をはじめとした社会的な課題解決に資する教育研究を展開する。	
	2-1-1	① 各種機関との連携活動や社会的な課題解決に資する教育研究について、活動状況を分析し、その結果を活動の改善に生かすことで、自治体や企業等との多様な連携活動を推進し、新規の連携事業を毎年創出する。	☆
	2-1-2	(2) AIITフォーラム や国内外機関とのイベント開催等により社会人に向けた継続的な学修や学び直し支援を展開することで、大学の教育研究成果を社会還元する。	
	2-1-2	① AIITフォーラムや国内外機関とのイベント開催について、参加者のニーズを捉えた新規テーマのプログラムを毎年実施する。	
	2-1-3	(3) 修了生コミュニティやAIIT研究所等を活用した修了後の継続的な教育・研究支援やホームカミングデーの活用により、在学生と修了生とのネットワークを強化していくことで学生支援や教育を充実させる。	
	2-1-3	① 修了生コミュニティやホームカミングデー等の活動を通じて修了生と在学生のネットワークを活用した学修充実策を実施し、修了生が大学で活動できる機会を毎年3つ以上提供する。	
2 教育に関する目標を達成するための措置			
大項目9	2-2-1	(1) PBL教育やブレンディッド・ラーニング等をはじめとする特色ある教育システムの改善及び推進活動を実行することで、価値観、背景、属性、実績、年齢等が異なる多様な人材が学ぶことのできる教育を展開する。	
	2-2-1	① 全教員が関与するPBLに関する学内セミナーを実施し、手法やシラバス表記をはじめとするPBLに関する事項を、毎年度テーマを設定し、必要に応じた改善を行う。	
	2-2-2	(2) 運営諮問会議の答申等を踏まえた教育方法の見直し等を通して、高度な知識修得とコンピテンシー獲得を目的とする教育手法を展開することで、産業技術分野で活躍できる高度専門職業人を育成する。	
	2-2-2	① 運営諮問会議を活性化させるための実務担当者会議を年3回以上開催し、毎年度教育方法の改善を行う。	
	2-2-3	(3) 専門職大学院にふさわしいFDやIRの推進により客観性のある教育成果の把握・検証や大学機関別及び専門分野別認証評価の受審結果を踏まえた改善を全学的に行うことで教育の質を継続的に改善する。	
	2-2-3	① FDやIRの活動により教育改善を推進し、第三者評価である認証評価で優れた点を獲得し、教育の質の更なる改善につなげる。	
	2-2-5	(5) 正課以外の多様なプログラムの実施により、価値観、背景、年齢等が異なる多様な人材が学ぶことのできるリカレント教育を展開するとともに、多様なメディアの活用により、地域や年代に捉われないリカレント教育を促進する学修環境を整備する。	
大項目10	2-2-4	(4) 専門職大学院ならではのグローバル人材教育手法の発展・普及や、外部機関とのグローバルな連携に基づく教育研究活動を通して、国際通用性のある教育を展開する。	
	2-2-4	① 運営諮問会議等を活用し、時代のニーズを捉えた能力指標を新たに定め、これを満たす学生の割合を全学生の8割以上とする。	
大項目11	2-2-6	(6) 担任制による学生一人ひとりへの学修支援や、キャリアカウンセラー等を活用した就職・キャリア開発支援の充実により、きめ細やかな学生支援を展開する。	
	2-2-6	① 専門職大学院におけるエンロールメント・マネジメントを行い、学生の満足度を踏まえながら、必要な仕組みを導入する。	
大項目12	2-2-7	(7) オンライン説明会やSNS等多様なチャネルを活用した効果的な広報活動を実施するとともに、アドミッション・ポリシーに沿った多様な入学者選抜を実施し、専門職大学院にふさわしい学生を安定的に確保する。	
	2-2-7	① 学長等による企業訪問・渉外活動を毎年3回以上実施することにより、プレゼンス向上と安定的な学生確保につなげる。	☆
3 研究に関する目標を達成するための措置			
大項目13	2-3-1	(1) 自治体商工部門や東京都立産業技術研究センター等との連携強化とAIIT研究所の活用により、産業振興等に資する研究の推進と、社会への発信・還元を行う。	
	2-3-1	① 産技大に適した産学公連携体制を構築し推進することにより、令和10(2028)年度までに、常勤教員の100%が、外部資金の申請又は教員の専門分野に適した研究成果発表を行い、研究成果の社会への発信・還元を行う。	
	2-3-2	(2) 高度専門職業人の育成に関する研究を推進する。	
	2-3-2	① 高度専門職業人の育成に関する研究の成果を毎年度公表することにより、産技大の特徴的な教育手法の普及につなげる。	

第四期中期計画・評価指標				挑戦的な 評価指標
Ⅲ 東京都立産業技術高等専門学校の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置				
1 社会との価値共創に関する目標を達成するための措置				
大項目 14	3-1-1	(1) 課題解決や地域貢献の実現のため、これまでに培ったものづくり分野における知見やノウハウを生かした講座や相談の機会等を、地域の企業・技術者や自治体・住民に提供するとともに、各種公開講座、外部交流、情報発信等の拠点（社会共創拠点）を設置する。		
	3-1-1	①	小中学生向けICT・IoT教育の講座を実施し、6年間で参加者600名以上とする。	☆
	3-1-1	②	地域貢献・研究推進センターの機能を見直し、地域貢献に資する施設の統一窓口機能を持たせるとともに施設・環境の整備を行う。	
	3-1-1	③	荒川キャンパスの施設を整備・活用し、各種公開講座・外部交流・情報発信等の拠点（社会共創拠点）を令和10（2028）年度までに新たに構築することにより、社会課題の解決等に貢献する。	☆
	3-1-2	(2) 都の課題でもある持続可能な社会の実現に資する教育・研究活動を行っていく。		
	3-1-2	①	再生可能なエネルギーを活用した実験実習科目のカリキュラムを採用する。	☆
	3-1-3	(3) 卒業生・修了生や保護者が様々な支援を行いやすい環境を整えながら、学生の支援等に対する協力関係を深める。		
	3-1-3	①	ホームカミングデーを年1回開催し、卒業生・修了生・在校生・教職員・保護者（後援会）が交流し、関係を深める場を設定する。	
大項目 15	3-2-1	(1) 実践的な知識・技術と教養を備え、産業振興や課題解決に貢献する技術者を育成するため、コース再編を着実に進めるとともに、実習教育施設のデジタル化を行う等、新技術を取り入れる。また、情報セキュリティや医工連携など実績のある分野の教育をさらに強化し、企業との連携を推進することにより、産業界の人材ニーズを捉え、教育内容に反映していく。		
	3-2-1	①	コース再編による新設コースについて、その特徴等を十分に伝えることで、毎年の希望者をそれぞれ32名以上とする。	
	3-2-1	②	令和10（2028）年度までに医工連携の未来工学教育プログラムから延べ72名以上の修了者を輩出する。	
	3-2-1	③	産業界のニーズや課題解決に資する講座を各キャンパスで年1回以上開催し、聴講者数を対象となる学生の70%以上とする。	
	3-2-2	(2) 産業界のニーズを捉え、継続的に教育の質を改善するため、運営協力者会議において外部有識者による客観的な評価を受けるとともに、自己点検・評価や機関別認証評価等の公的な評価に対応する。また、教育改革推進会議や点検改善ワーキンググループの設置等、組織として本科教育及び専攻科教育のPDCAサイクルを整備する。		
	3-2-2	①	外部評価やアンケート・企業調査等を活用し、教育内容が育成する技術者像と一致していることの点検と、それに応じた改善を継続的に実施することにより、教育の質を向上させる。	
	3-2-2	②	運営協力者会議を年1回開催し、「コース再編」、「医工連携教育・研究プロジェクト」を議題として取り上げる。「コース再編」は令和8（2026）年度、「医工連携教育・研究プロジェクト」は令和6（2024）年度に総括を行うことにより、教育の質の改善につなげる。	
	3-2-4	(4) 社会人のスキルアップ支援に向け、産技高専の教育研究資源を生かし、講座の提供を行う。		
	3-2-4	①	荒川キャンパスにおいて、外部ニーズを踏まえたハンズオンのリカレント講座を継続して開講する。また、社会共創拠点の構築後はこれを活用した講座を提供する。	
大項目 16	3-2-3	(3) 海外での活躍が期待できる技術者育成のため、海外体験プログラム（グローバル・コミュニケーション・プログラム（GCP）やインターナショナル・エデュケーション・プログラム（IEP）等）の更なる充実により、学生の国際感覚や英語によるコミュニケーション力の向上を図る。		
	3-2-3	①	海外体験プログラムを着実に継続し、参加者を毎年度70名確保するとともに、グローバル・コミュニケーション・プログラム（GCP）においてはシンガポール（現派遣国）以外の派遣先についても調査検討を行い、参加学生のグローバル化への関心を一層高める。	☆
大項目 17	3-2-5	(5) 全ての学生の安心で充実した学生生活のため、確実な経済的支援や課外活動支援を行うとともに、学生相談室や保健室等が連携し、サポートを行う。また希望する将来の実現に向けたキャリア支援を実施する。		
	3-2-5	①	教員・保健室・相談室が連携し、心身のサポート、適切なキャリア支援や経済的支援を実施するとともに、課外活動活性化など、各学生が充実した学生生活を送るために必要又は最適な支援を提供する。	

第四期中期計画 挑戦的な評価指標一覧＜産技高専編＞

第四期中期計画・評価指標			挑戦的な 評価指標
大 項 目 18	3-2-6	(6) 意欲的で優秀な学生確保のため、若年層や女子学生などターゲットを明確にした広報活動や、SNSの活用などの多様な広報により、産技高専の魅力や特徴を的確に発信する。	
	3-2-6	① 認知度向上、魅力の発信に向け、公式HPのトピックスを月2回以上更新すること等により、公式HPやSNSのアクセス数を前年度比プラスとする。	☆
	3-2-7	(7) 特別推薦入試の拡充を図る。	
	3-2-7	① 特別推薦入試枠を各キャンパス3名以上とする。	
3 研究に関する目標を達成するための措置			
大 項 目 19	3-3-1	(1) 産技高専ならではの「ものづくり」の発展に資する研究力を強化するための取組を進めるとともに、特別研究期間制度の利用を促進し、また法人内2大学との連携強化により共同研究を推進する。	
	3-3-1	① 特別研究期間制度の利用者を年間4名とすること等により、教員の専門分野に関する教育研究能力を向上させる。また、制度を利用した教員の成果発表を促す。	

第四期中期計画・評価指標			挑戦的な 評価指標
Ⅳ 法人運営に関する目標を達成するためにとるべき措置			
1 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置			
大 目 2 0	4-1-1	(1) 目標の達成に向け、計画、予算、組織、人事等をはじめとするトータルなマネジメントをより一層機能させ、個々の取組を有機的に連携させながら総体として着実に進めていくことができるよう、戦略的な法人経営を行う。	
	4-1-1	① 法人の重点的な課題や取組について、毎年度テーマを設定し、経営審議会等も活用しながら、組織横断的な検討体制の下で議論を重ねることなどにより、戦略的な業務運営につなげる。	
	4-1-2	(2) 都及び国の政策や高等教育機関全体の動向を機敏に捉えるとともに、中期計画や各大学・高等専門学校の重点的な取組事項の進捗状況等を踏まえて、それらに的確に対応した機動的な法人経営を行うため、メリハリを付けた予算編成・組織運営を行う。	
	4-1-2	① 中期計画に盛り込んだ重点的な取組事項の進捗状況や高等教育を取り巻く動向等を経営審議会で定期的に共有することにより、それらを組織運営に的確に反映させ、環境の変化にも機動的に対応できる法人経営を行う。	
	4-1-3	(3) ニーズ調査や都へのヒアリングなどを通じて、複雑化する行政ニーズを的確に把握する。また、行政ニーズに対して、法人の研究力をはじめ、施設の提供、都事業への学生参画等、ニーズに合わせた対応に向けて、関係部署への働きかけを通じて、自治体との連携強化に向けた取組を充実させる。	
	4-1-3	① 行政ニーズを的確に把握するため、毎年度のニーズ調査やヒアリングの実施など都連携案件の組成に向けた取組を実施することで、年間170件以上の都連携案件を実施する。	
	4-1-4	(4) 法人内に性質の異なる3つの教育研究機関がある特性を最大限に活用するため、2大学1高専間の情報共有・意見交換の場を設けるなど、各校が法人内の特色・リソースを共有する仕組みを構築し、法人内連携を一層促進する。	
	4-1-4	① 関係者の意見交換会などにより2大学1高専間の情報共有や事業検討を進めるとともに、教員情報の相互利用・一元化等、新たな取組を実施する。	
	4-1-4	② 2大学1高専の共同研究事業として、毎年度5件程度の研究を採択し、研究分野における連携を推進する。	
	4-1-4	③ グローバル・コミュニケーション・プログラム（GCP）について、毎年度30名程度の参加者に対して事業を実施する。	
大 目 2 1	4-1-5	(5) 法人運営や教育・研究を支える事務組織が、高等教育機関を取り巻く状況の変化を機敏に捉えて業務を一層効率的かつ効果的に実施できるよう、これまでの組織形態にとらわれず、機動性と柔軟性を兼ね備えた組織体制を構築していく。	
	4-1-5	① 定例業務を集約した組織体制の検討と併せて組織定数の検証を実施することにより、高等教育機関を取り巻く環境変化に、機動的かつ柔軟に対応する。	
	4-1-6	(6) 法人を取り巻く環境変化に対応できるよう、優秀な職員の確保に加え、職員の創造的な業務の推進に資する研修の実施や研修体系及び人事制度の不断の見直しによる効果的な人材育成を展開し、組織活力の向上を図る。	
	4-1-6	① 効果的な採用広報及び精度の高い採用選考の実施による優秀な職員の確保を行う。また、職員が専門性及び多様性を生かして創造的な業務を推進するため、企画提案力向上に資する研修を実施するとともに、キャリアパスの整備、自己啓発の機会、支援等の拡大を行う。	
	4-1-7	(7) 質の高い教育研究の実現に向けて、教員の意欲と能力を最大限に引き出し、優れた教員を確保するため、現行人事制度を適切に運用するとともに、制度の習熟度や社会情勢等の変化を踏まえながら、必要な制度改正や運用改善を実施していく。	
	4-1-7	① 各学校の特徴や強みを生かす取組を実施することで、教育研究活動のより一層の活性化を図る。	
	4-1-8	(8) 働き方改革推進計画に基づき、文書管理、契約・会計等の事務を改善するとともに、環境の変化に応じて計画を改定し、より効果的・効率的かつ高度な法人運営体制を実現する。	
	4-1-8	① 文書管理及び会計事務の電子化を実施し、並びに現行制度及びルールを改正することにより、業務の効率化を図る。	
	4-1-8	② 働き方改革推進計画について効果検証を行い、その結果を踏まえて、次期計画を策定し、着実に実行する。	
	4-1-9	(9) 加速度的に変容する社会に対応しつつ、新たな価値やイノベーションを創出するため、多様な人材が活躍できる取組を推進していく。	
	4-1-9	① 東京都公立大学法人ダイバーシティ推進委員会において策定する推進計画に基づき必要な環境整備を行い、多様な人材が活躍できる組織運営を行う。	
	4-1-9	② 都立大において、女性教員比率を24%以上、外国人数員比率を5%以上とする。	
	4-1-10	(10) 着実に進行している老朽化に対し、中長期的な視点に基づき、学生及び教員が安定的に学修や研究に取り組むことができるよう、施設設備の改修を行う。実施に当たっては、新たな教育研究ニーズへの対応や、都立大の教育研究組織再編に伴う施設の再配置の取組等を踏まえつつ、環境へ配慮しながら着実に推進する。	
	4-1-10	① 施設・設備の不具合の解消及び故障等の未然防止を図るとともに、質の高い学修・研究環境を確保する。	

第四期中期計画・評価指標			挑戦的な 評価指標
大項目 2 2	4-1-11	(11) 規程・マニュアル等の見直し及び教職員への研修の実施等によりコンプライアンスを推進し、法人全体の危機管理を徹底する。またITガバナンス体制の構築等により、情報戦略を効果的に推進する。	
	4-1-11 ①	教職員・学生に対する講習会、安全教育、訓練等を実施するとともに、各種規定等を検証・評価し、必要に応じて見直しを実施することで、より効果的な事故防止につなげる。	
	4-1-11 ②	法人の状況を踏まえた、教職員コンプライアンス行動指針（ガイドライン）を作成し、毎年度継続的な普及啓発活動を実施する。	
	4-1-11 ③	法人に適した情報戦略を効果的に推進するため、新たにCIOを設置するなど、法人情報組織を構築する。	
2 財務運営の改善に関する目標を達成するための措置			
大項目 2 3	4-2-1	(1) 制度の充実や同窓会との連携など、更なる寄附金獲得に向けた取組により自己収入を確保するとともに、予算の執行管理や過年度決算分析を通じて経常的管理経費の着実な削減を図り、将来にわたる財政対応力を堅持する。	
	4-2-1 ①	法人の取組方針や寄附者の意向を踏まえ、新たなメニューを設定した寄附金の受付を開始し、寄附件数を拡充する。	
	4-2-2	(2) 社会変容等を意識し、不断の事業見直しを行うとともに、2大学1高専における重点課題の解決に向けた取組状況も踏まえながら、戦略的な財務運営を展開する。	
	4-2-2 ①	毎年、目的積立金の事項の見直しを行うほか、配分計画の作成等を通じて時機を捉えた事業に必要な財源を確保する。	
3 評価及び情報提供に関する目標を達成するための措置			
大項目 2 4	4-3-1	(1) 中期計画の進捗状況等について評価指標を用いて効率的・効果的に検証するとともに、東京都地方独立行政法人評価委員会による評価の結果を教育研究や業務運営の改善に適切に反映する。	
	4-3-1 ①	業務実績の取りまとめ等を効率化しながら、計画の進捗状況の検証結果や評価委員会の評価結果を業務運営等に反映させ、改善内容を公表する。	
	4-3-2	(2) 社会への説明責任を果たすため、法人の基本情報や、計画及び財務状況など法人の経営に関する重要な情報を、様々なチャンネルを用いて分かりやすく公開・発信する。	
	4-3-2 ①	財務レポートなどにより、法人の経営に関する情報と教育研究活動等の内容を関連付けて公表する。	
	4-3-3	(3) 2大学1高専の特色ある取組や成果を、SNS等の活用により戦略的に国内外へ発信して、法人全体のプレゼンスを向上させる。	
	4-3-3 ①	広報先ターゲットに応じて、SNSなどの多様な広報ツールを活用し、法人の取組や成果を国内外へ効果的に発信し、アクセス件数を対前年度比プラスとする。	
4 その他重要事項に関する目標を達成するための措置			
大項目 2 5	4-4-1	(1) 法人が有する2大学1高専の研究力を結集し、持続可能な社会の実現に向けた研究を推進する。	
	4-4-1 ①	TMUサステナブル研究推進機構の枠組みを使用し、持続可能な社会の実現に向けた研究を6年間で延べ60件以上実施する。	☆
	4-4-1 ②	同研究に関して、シンポジウム等の開催により、毎年度1回以上、研究成果等の情報を発信する機会を確保する。	
	4-4-2	(2) 気候非常事態宣言を踏まえ、環境報告書の公表やカーボンニュートラルの実現に向けた計画に基づく取組など気候変動やSDGsへの取組の推進を通して、持続可能な社会の実現に貢献する。	
	4-4-2 ①	環境報告書を毎年作成し、法人全体の取組を情報発信する。	
	4-4-2 ②	カーボンニュートラルの実現に向けた計画等の取組を通じて、東京都環境確保条例で定めるCO2排出量削減を毎年着実に達成する。	